

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(1)				
事業評価シート						
予算事業名		肝炎対策事業		事業開始年度	平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		健康局疾病対策課肝炎対策推進室室長 伯野 春彦				
事業/制度の 必要性		ウイルス性肝炎は、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんを引き起こす可能性があることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う必要がある。また、国民に対して、肝炎に係る感染予防、早期発見及び早期治療を推進するため、シンポジウムの開催など、様々な肝炎に関する普及啓発事業を行う必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウト プット	活動実績	【指標】 肝疾患診療連携拠点病院の設置数（都道府県数） （前年度以上/47）	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
			件	17 【36.2%】	34 【72.3%】	44 【93.6%】
		肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の開催数 （一病院平均）（前年度以上/毎年度）	回	1.3 【-】	1.3 【100.0%】	1.4 【107.7%】
	肝疾患診療連携拠点病院肝炎相談センターにお ける相談件数（前年度以上/毎年度）	件	678 【-】	7,187 【1,060.0%】	11,384 【158.4%】	
	予算執行率		%	4	26.8	43.4
アウト カム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）		肝疾患診療連携拠点病院については、すべての都道府県において、原則1箇所指定することとしているが、着実に整備が進んでいると考えられる。また、各拠点病院に設置することとしている肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会及び肝疾患相談センターについても、その体制等の整備が着実に進んでいると考えられる。				
今 後 の 方 向 性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	現在、肝炎対策基本法に基づき設置された肝炎対策推進協議会において、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定するための検討を進めているところである。同協議会における議論等を踏まえ、より効率的・効果的な事業となるよう取り組んでいく。				
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	（見直しの上） （見直しをせず）	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	検討中
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）						
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）		平成18年度 事業創設 平成22年度 肝炎患者等支援対策事業をメニューに追加				

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）

目次

前文

第一章 総則（第一条－第八条）

第二章 肝炎対策基本指針（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進（第十一条・第十二条）

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等（第十三条－第十七条）

第三節 研究の推進等（第十八条）

第四章 肝炎対策推進協議会（第十九条・第二十条）

附則

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹（り）患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査（以下「肝炎検査」という。）を受けることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療（以下「肝炎医療」という。）を受けることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 肝炎対策基本指針

(肝炎対策基本指針の策定等)

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 二 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基本指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができ

る。

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

(肝炎の予防の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎検査の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十三条 国及び地方公共団体は、インターフェロン治療等の抗ウイルス療法、肝庇護療法その他の肝炎医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な肝炎医療を受けられることができるよう、専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎患者の療養に係る経済的支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けられることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療を受ける機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに肝炎医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 肝炎対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)

第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

肝炎対策推進協議会令(平成21年政令第309号)

(委員の任期)

第1条 肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第2条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第4条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

(雑則)

第6条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成22年1月1日から施行する。

肝炎対策推進協議会運営規程

(平成二十二年六月十七日肝炎対策推進協議会決定)

肝炎対策推進協議会令（平成二十一年政令三〇九号）第六条の規定に基づき、この規程を制定する。

(会議)

第一条 肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び議事に関係のある専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を整理する。

(会議の公開)

第二条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第三条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(委員会の設置)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って委員会を設置することができる。

- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第五条 この規程に定めるもののほか、協議会又は委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は委員長が定める。

社団法人日本経済団体連合会会長 御手洗 富士夫 殿

ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請書

日頃から、肝炎対策の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内最大の感染症と言われているウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のためには、検査や治療を受けやすい環境の整備が重要です。特に、インターフェロン治療は、病気の根治が可能で大変有効な治療法ですが、一般的に、

- ・ 治療当初に二週間程度の入院が必要であること
- ・ ほぼ毎週の通院が必要であること（約一年間）
- ・ 高熱や全身倦怠感、抑うつ等の強い副作用を伴うことが多いこと

等の特徴があり、早期の治療をためらう方がいらつしやいます。日頃、仕事に従事している労働者の皆さんが、治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御協力が不可欠です。

つきましては、

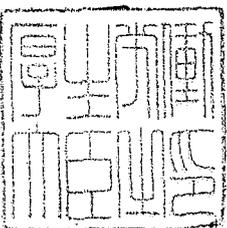
- 一、労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼び掛けること。
 - 一、インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。
 - 一、職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい理解の普及を図ること。
- について貴会におかれましても深い御理解を賜りますとともに、会員団体・企業における取組を促していただきますよう、特段の御配慮を、お願い申し上げます。

平成二十年十二月一九日

厚生労働大臣

舛 添

要



都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

肝炎対策への協力について

肝炎対策については、肝炎対策に関する有識者会議報告書(平成13年3月)に基づき、現在、順次推進しているところであり、平成14年度に、老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査の実施機会が拡大されたところである。上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、別紙の通り、社団法人日本医師会長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し受診勧奨等の周知についての協力を依頼し、併せて事業者団体の長に対し、肝炎対策への協力を要請したので、各局においても関係団体に対し、下記事項について協力を要請されたい。また、貴局管内の地域産業保健センターにも周知されたい。

記

- 1 労働安全衛生法に基づく健康診断に際して健康診断機関等が行う肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関して、必要な便宜を図るとともに、労働者の肝炎ウイルス検査受診に対して、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を要請すること。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、その取扱いにつきプライバシー保護に十分な配慮を要請すること。なお、肝炎ウイルス検査は労働安全衛生法に基づく健康診断項目には該当しないが、同法に基づく健康診断の結果をうけて、精密検査として肝炎ウイルス検査が実施されることも考えられる。この場合には、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針公示第1号(平成8年10月1日)の2の(4)のハ中「事業者は(中略)再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対し、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。」とされているところであるが、この働きかけは、労働者の意思に従って行うことに留意願うこと。

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、肝炎対策に関する有識者会議報告書（平成 13 年 3 月）に基づき、現在、肝炎対策を順次推進しているところであり、平成 14 年度に、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査が実施される機会が拡大されました。

上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、広く労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、会員医師の皆様に対し、下記につき周知方お願いいたします。

なお、肝炎ウイルス検査の受診勧奨時における説明用資料の参考として別紙を作成しましたので、配布など適宜ご活用をお願いします。

記

- 1 一生に一度何らかの機会に自身の肝炎ウイルス保有の有無を確認することの意義を広く事業者、労働者に周知するとともに、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断に際して過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すこと。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し肝炎ウイルス検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 3 肝炎ウイルス検査の取扱いについてはプライバシーに十分配慮することとし、労働安全衛生法に基づく健康診断に併せて肝炎ウイルス検査を実施する場合には、その結果については本人に対し直接通知すること。また、同法に基づく健康診断の結果実施される精密検査における肝炎ウイルス検査の取扱いにも留意する等の配慮を行うこと。

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、肝炎対策に関する有識者会議報告書（平成 13 年 3 月）に基づき、現在、肝炎対策を順次推進しているところであり、平成 14 年度に、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査が実施される機会が拡大されました。

上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、広く労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対し、下記につき周知方お願いいたします。

なお、肝炎ウイルス検査の受診勧奨時における説明用資料の参考として別紙を作成しましたので、配布など適宜ご活用をお願いします。

記

- 1 一生に一度何らかの機会に自身の肝炎ウイルス保有の有無を確認することの意義を広く事業者、労働者に周知するとともに、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断に際して過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すこと。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し肝炎ウイルス検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 3 肝炎ウイルス検査の取扱いについてはプライバシーに十分配慮することとし、労働安全衛生法に基づく健康診断に併せて肝炎ウイルス検査を実施する場合には、その結果については本人に対し直接通知すること。また、同法に基づく健康診断の結果実施される精密検査における肝炎ウイルス検査の取扱いにも留意する等の配慮を行うこと。

別記事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

肝炎対策への協力について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、肝炎対策に関する有識者会議報告書（平成 13 年 3 月）に基づき、現在、肝炎対策を順次推進しているところであり、平成 14 年度に、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査の実施機会が拡大されました。

上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断に際して広く労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うこととしました。このため、本件につき日本医師会長及び全国労働衛生団体連合会会長に対して別紙のとおり協力依頼いたしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記につき周知方ご協力お願いいたします。

記

1. 労働安全衛生法に基づく健康診断に際して健康診断機関等が行う肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関して、必要な便宜を図るとともに、労働者の肝炎ウイルス検査受診に対して、受診機会拡大の観点からの特段のご配慮をお願いしたいこと。
2. 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、その取扱いにつきプライバシー保護に十分なご配慮をお願いしたいこと。

なお、肝炎ウイルス検査は労働安全衛生法に基づく健康診断項目には該当しないが、同法に基づく健康診断の結果をうけて、精密検査として肝炎ウイルス検査が実施されることも考えられる。この場合には、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針公示第 1 号（平成 8 年 10 月 1 日）の 2 の（4）のハ中「事業者は（中略）再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。」とされているところであるが、この働きかけは、労働者の意思に従って行うことにご留意願いたいこと。

(例) 次のような方は 肝炎ウイルス検査を受けましょう

過去に一度も肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、一度は検査を受ける機会をもちましょう。また、下記の方は、感染の可能性が一般の方々より高く、早めの検査を受けてください。

- a. 1992（平成4）年以前に輸血を受けた方
- b. 長期に血液透析を受けている方
- c. 輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された方
- d. c. と同等のリスクを有する非加熱凝固因子製剤を投与された方
- e. フィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む。）を投与された方
- f. 大きな手術を受けた方
- g. 臓器移植を受けた方
- h. 薬物濫用者、入れ墨をしている方
- i. ボディピアスを施している方
- j. その他（過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されていたが、その後肝炎の検査を実施していない方、感染率の高い地域に住んでいる方等）

C型肝炎とは？

C型肝炎は肝臓の病気です。肝炎になると、肝臓の細胞が壊れて、肝臓の働きが悪くなります。C型肝炎は、適切な治療を行うことで病気の進展をとめたり、遅くすることができますので、きちんと検査をして病気を早く発見することが大切です。

日常生活の場では、新たにC型肝炎ウイルス（HCV）に感染することはほとんどなく、通常は毎年繰り返してC型肝炎ウイルス検査を受ける必要はありません。感染の有無を確認するには、正しい検査を一生に一度受ければ良いとされています。C型肝炎の主な特徴は次のとおりです。

- ・血液を介して感染し、日常生活ではほとんど感染しません。
- ・持続感染者数は全国で100～200万人と推定されています。
- ・C型急性肝炎の多くは慢性化し、経過とともに肝硬変、肝がんになる人がいます。慢性化すると、自然治癒はまれです。
- ・40歳代前後から肝炎が進行し、60～65歳から肝がんの発生が急増すると報告されています。
- ・肝硬変、肝がんによる死亡（平成11年約4,5万人）のうち約7割以上がC型肝炎ウイルスの持続感染によるものです。

なお、B型肝炎については、母子感染以外で持続感染者となることはまれであり、特に母子感染対策を開始した昭和61年以降に生まれた世代での持続感染者はほとんどないことが知られています。

（紹介先）

- (財)建設業振興基金
- (財)石炭エネルギーセンター
- (社)セメント協会
- (社)日本洗淨協会
- (社)ビール協会
- (社)プレストレストコンクリート建設業協会
- (社)プレハブ建築協会
- (社)建築業協会
- (社)信託協会
- (社)生命保険協会
- (社)全国クレーン建設業協会
- (社)全国火薬類保安協会
- (社)全国警備業協会
- (社)全国建設業協会
- (社)全国建設専門工事業団体連合会
- (社)全国建築コンクリートブロック工業会
- (社)全国乗用自動車連合会
- (社)全国地方銀行協会
- (社)全国中小建設業協会
- (社)全国中小建築工事業団体連合会
- (社)全国都市清掃会議
- (社)全日本トラック協会
- (社)全日本鍛造協会
- (社)大日本水産会
- (社)電信電話工業協会
- (社)日本ガス協会
- (社)日本ゴルフ場事業協会
- (社)日本ベアリング工業会
- (社)日本海洋開発建設協会
- (社)日本機械工業連合会
- (社)日本強靱鋳鉄協会
- (社)日本橋梁建設協会
- (社)日本金属プレス工業協会
- (社)日本空調衛生工事業協会
- (社)日本建設業経営協会

(社)日本建設業団体連合会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会
(社)日本建設大工工事業協会
(社)日本港運協会
(社)日本左官業組合連合会
(社)日本砂利協会
(社)日本碎石協会
(社)日本在外企業協会
(社)日本産業機械工業会
(社)日本証券業協会
(社)日本石綿協会
(社)日本船主協会
(社)日本造園建設業協会
(社)日本造園組合連合会
(社)日本造船工業会
(社)日本中小型造船工業会
(社)日本鉄鋼連盟
(社)日本鉄道建設業協会
(社)日本電気工業会
(社)日本電設工業協会
(社)日本電力建設業協会
(社)日本塗装工業会
(社)日本土木工業協会
(社)日本道路建設業協会
(社)日本蔦工業連合会
(社)日本埋立浚渫協会
(社)日本民営鉄道協会
(社)日本民間放送連盟
せんい強化セメント板協会
外航労務協会
紙・パルプ経営者懇談会
自動車産業経営者連盟
政府関係特殊法人連絡協議会
石油化学工業協会
石油業経営者懇談会
石油連盟

全国ビルメンテナンス協会
全国管工事業協同組合連合会
全国基礎工業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国紙器工業組合連合会
全国森林組合連合会
全国生コンクリート工業組合連合会
全国素材生産業協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国通運協会
全国農業協同組合連合会
全国木材組合連合会
全日本紙製品工業組合
損害保険経営者懇談会
通信工業連盟
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
都市銀行懇話会
東京商工会議所
日本アンモニア協会
日本ゴム工業会
日本ソーダ工業会
日本ダンボール工業会
日本チエーンストア協会
日本化学工業協会
日本化学繊維協会
日本火薬工業会
日本経済団体連合会
日本鋳業協会
日本鋼橋梁塗装専門会
日本自動車工業会
日本商工会議所
日本醤油協会
日本伸銅協会
日本新聞協会

日本生活協同組合連合会
日本製糸協会
日本鉄道車輛工業会
日本百貨店協会
日本紡績協会
日本麻紡績協会
日本羊毛紡績会
(財)21世紀職業財団
(財)勤労者リフレッシュ事業振興財団
(財)高年齢者雇用開発協会
(財)産業医学振興財団
(財)中小企業労働福祉協会
(社)全国労働保健事務組合
(社)日本作業環境測定協会
(社)日本人材派遣協会
(社)日本保安用品協会
(社)日本労働安全衛生コンサート会
建設業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
中央労働災害防止協会
働く人の健康づくり協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

基発第1208002号

職発第1208002号

平成16年12月 8日

各都道府県労働局 }
各都道府県 } の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることとした。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定である。

については、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところである。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知に努められたい。

基発第1208003号

職発第1208003号

平成16年12月 8日

別記事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて留意事項の周知をお願いするとともに、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

別記 事業者団体及び関係団体の長 名簿（事業者団体分）

社団法人日本経済団体連合会会長
東京商工会議所会頭
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長
都市銀行懇話会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人信託協会会長
社団法人生命保険協会会長
社団法人日本証券業協会会長
損害保険経営者懇談会会長
政府関係特殊法人連絡協議会専務理事
外航労務協会会長
社団法人日本在外企業協会会長
石油連盟会長
石油化学工業協会会長
石油業経営者懇談会会長
日本麻紡績協会会長
日本ゴム工業会会長
日本化学工業協会会長
日本ソーダ工業会会長
日本化学繊維協会会長
社団法人日本ガス協会会長
日本鉱業協会会長
財団法人石炭エネルギーセンター会長
電気事業連合会会長
電線工業経営者連盟理事
社団法人電信電話工事協会会長
社団法人日本機械工業連合会会長
社団法人日本産業機械工業会会長
日本自動車工業会会長
社団法人日本ベアリング工業会会長
日本伸銅協会会長
日本紡績協会会長
日本製糸協会会長
日本羊毛紡績会会長
社団法人日本石綿協会会長
せんい強化セメント板協会会長
社団法人日本船主協会会長
社団法人日本造船工業会会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
社団法人日本民営鉄道協会会長
社団法人日本民間放送連盟会長
日本肥料アンモニア協会会長
全国農業協同組合連合会会長
社団法人大日本水産会会長
日本醤油協会会長
ビール酒造組合の長
日本火薬工業会会長
社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人全国火薬類保安協会会長
社団法人日本洗淨技能開発協会理事長

日本鉄道車輛工業会会長
紙・パルプ経営者懇談会会長
日本段ボール工業会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙製品工業組合会長
全日本紙器ダンボール箱工業組合連合会会長
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
社団法人日本金属プレス工業協会会長
社団法人日本鍛造協会会長
社団法人日本鉄鋼連盟会長
社団法人セメント協会会長
社団法人日本砕石協会会長
社団法人日本砂利協会会長
社団法人日本建設業団体連合会会長
社団法人全国建設業協会会長
社団法人全国中小建設業協会会長
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長
社団法人日本土木工業協会会長
社団法人建築業協会会長
社団法人日本道路建設業協会会長
社団法人日本電力建設業協会会長
社団法人日本鉄道建設業協会会長
財団法人建設業振興基金
社団法人日本理立浚渫協会会長
社団法人日本電設工業協会会長
社団法人日本空調衛生工事業協会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
社団法人日本塗装工業会会長
社団法人日本左官業組合連合会会長
社団法人日本鳶工業連合会会長
社団法人全国建設専門工事業団体連合会会長
社団法人プレハブ建築協会会長
社団法人プレストレストコンクリート建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
社団法人日本橋梁建設協会会長
社団法人全国クレーン建設業協会会長
社団法人日本造園建設業協会会長
社団法人日本海洋開発建設協会会長
社団法人日本建設大工工事業協会会長
社団法人日本建設業経営協会会長
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
社団法人日本造園組合連合会会長
社団法人全日本トラック協会会長
社団法人日本港運協会会長
社団法人全国乗用自動車連合会会長
全国通運協会会長
全国森林組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全国木材組合連合会会長
社団法人日本新聞協会会長
日本百貨店協会会長
日本チェーンストア協会会長

日本生活協同組合連合会会長
 社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
 社団法人全国都市清掃会議会長
 社団法人全国警備業協会会長
 社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長
 社団法人日本強靱鑄鉄協会会長
 全国中小企業団体総連合 の長
 日本中小企業団体連盟 の長
 全国商工会連合会 の長
 全国商工団体連合会 の長
 経済同友会 の長
 全日本商店街連合会 の長
 全国商店街振興組合連合会 の長
 日本専門店会連盟 の長
 日本製糖協会 の長
 精糖工業会 の長
 日本酒造組合中央会 の長
 日本洋酒酒造組合 の長
 日本綿スフ織物工業連合会 の長
 日本染色協会 の長
 日本絹人織織物工業会 の長
 日本毛織工業協会 の長
 日本出版協会 の長
 印刷工業会 の長
 日本製薬団体連合会 の長
 カメラ映像機器工業会 の長
 日本自動車タイヤ協会 の長
 日本硝子製品工業会 の長
 日本陶業連盟 の長
 日本製罐協会 の長
 日本自動車機械工具協会 の長
 日本工作機械工業会 の長
 全国木工機械工業会 の長
 日本電機工業会 の長
 電子情報技術産業協会 の長
 日本運搬車両機器協会 の長
 日本自動車車体工業会 の長
 日本航空宇宙工業会 の長
 日本計量機器工業連合会 の長
 日本光学工業協会 の長
 写真感光材料工業会 の長
 日本時計協会 の長
 日本バス協会 の長
 全国通運業連合会 の長
 全日本航空事業連合会 の長
 日本倉庫協会 の長
 日本貿易会 の長
 日本自動車販売協会連合会 の長
 日本セルフ・サービス協会 の長
 全国銀行協会 の長
 第二地方銀行協会 の長
 全国信用金庫協会 の長
 全国労働金庫協会 の長
 日本商品先物取引協会 の長

日本損害保険協会 の長
全国共済農業協同組合連合会の長
不動産協会 の長
日本ホテル協会 の長
日本旅行業協会 の長
日本広告業協会 の長
全日本広告連盟 の長
全国農業協同組合中央会 の長
日本産業訓練協会 の長
日本食糧協会 の長

別記 事業者団体及び関係団体の長 名簿 (関係団体分)

中央労働災害防止協会会長
独立行政法人労働者健康福祉機構理事長
独立行政法人雇用・能力開発機構理事長
社団法人日本歯科医師会会長
社団法人日本作業環境測定協会会長
財団法人産業医学振興財団理事長
学校法人産業医科大学理事長
社団法人日本ボイラ協会会長
社団法人日本クレーン協会会長
社団法人日本化学物質安全・情報センター会長
社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長
財団法人日本小型貫流ボイラー協会会長
社団法人仮設工業会会長
社団法人産業安全技術協会会長
社団法人日本ボイラ整備据付協会会長
財団法人安全衛生技術試験協会理事長
社団法人建設荷役車両安全技術協会会長
社団法人全国登録教習機関協会会長
社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
社団法人合板仮設安全技術協会会長
財団法人全国安全会議議長
社団法人全国建設業労災互助会理事長
社団法人日本港湾福利厚生協会会長
社団法人日本産業衛生学会理事長
財団法人日本中小企業福祉事業財団理事長
社団法人日本保安用品協会会長
財団法人建設業福祉共済財団理事長
社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
財団法人全日本交通安全協会会長
財団法人日本消防協会会長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
財団法人あしたの日本を創る協会会長
財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
財団法人勤労者リフレッシュ事業振興財団会長
社団法人日本産業カウンセラー協会会長
財団法人21世紀職業財団会長
財団法人港湾労働安定協会会長
社団法人日本人材派遣協会会長
財団法人高年齢者雇用開発協会会長
首都高速道路公団理事長
成田国際空港株式会社会長
地域振興整備公団総裁
都市基盤整備公団総裁
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
日本道路公団総裁
阪神高速道路公団理事長
本州四国連絡橋公団総裁
独立行政法人水資源機構理事長
独立行政法人緑資源機構理事長

日本郵政公社総裁
東京地下鉄株式会社社長
日本下水道事業団理事長
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長
中央職業能力開発協会会長
全国市長会会長
全国町村会会長

基発第1208004号

職発第1208004号

平成16年12月 8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知をお願いするとともに、産業保健活動に携わっておられる方々をはじめとする会員医師の皆様に対して、周知方ご協力をお願いいたします。

基発第1208005号
職発第1208005号
平成16年12月 8日

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知をお願いするとともに、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対して、周知方ご協力をお願いいたします。

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項

1. 趣 旨

ウイルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられず、また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はない。

一方で、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場において肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図る観点から、事業者は以下に示す事項に留意する必要がある。

2. 肝炎ウイルス検査について

我が国のC型肝炎ウイルスの持続感染者は、100万人から200万人存在すると推定され、症状がないために、自分自身の感染を把握していない者が多く、何ら治療等がなされないまま数十年後に肝硬変や肝がんへ移行するものがあるとされている。ウイルス性肝炎は早期に適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることが可能なことから、厚生労働省では、自らの肝炎ウイルス保有の有無を確認することを勧奨している。

このため、事業者に対しても労働者が希望する場合においては、職域において実施される様々な健康診断等の際に肝炎ウイルスの検査を受診することや、自治体等が実施している肝炎ウイルス検査等を受診できるよう配慮することが望まれる。

なお、事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に健診受診の有無や結果などを知ることのないよう十分に配慮する必要がある。

3. 雇用管理等について

(1) 採用に当たって

事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、応募者の適性・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わないこと。

なお、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施する必要がある。

(2) 就業上の配慮について

ウイルス性肝炎は、多くの場合肝炎ウイルスが体内に持続的に存在しながら、数十年間、特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続く。したがって、そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要はなく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はない。もとより肝炎ウイルスに感染していることそれ自体は就業禁止や解雇の理由とならないことは言うまでもないものである。

また、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要である。

基発第0401026号
平成20年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

肝炎対策については、「肝炎対策への協力について」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号）により通知しているところである。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、別紙のとおり、事業者団体の長、関係団体の長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を依頼したところである。

については、各局においても、以上の状況を踏まえ、関係団体に対し、下記事項について協力を要請されたい。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分な配慮をすること。

基発第0401027号
平成20年4月1日

別記事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「肝炎対策への協力について（要請）」（平成14年6月21日基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

基発第0401028号
平成20年4月1日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層

推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。
つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

基発第0401029号
平成20年4月1日

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、肝炎対策については、「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208005号、職発第1208005号）により依頼しているところです。
今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等に関する周知を行うこととしました。
つきましては、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対し、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を事業者及び労働者に周知するとともに、労働者に対しては、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

基安労発第1225001号

平成20年12月25日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

肝炎対策については、「肝炎対策への協力について」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」（平成20年4月1日付け基発第0401026号）により通知しているところである。

今般、平成20年12月19日に厚生労働大臣より社団法人日本経済団体連合会会長宛に「ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請書」（別紙1）を手交したところであり、また、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成したところであり、別紙2のとおり、事業者団体の長、関係団体の長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知の際にご活用頂くよう依頼したところである。

ついては、各局においても、上記を踏まえて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知においては、同資料をご活用頂くようお願いする。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能である。

記

(厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

(ポスター)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

(リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>



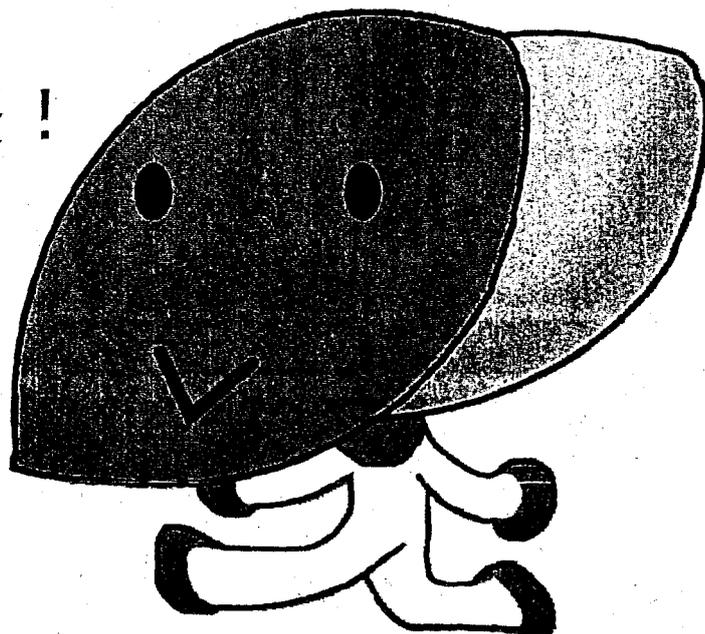
B型・C型肝炎の
インターフェロン治療に対する
医療費助成を行っています。

肝炎ウイルス検査
を受けたことが
ありますか？

早期発見、早期治療！

検査の実施日程や費用など、
詳しくはお住まいの都道府県に
お問い合わせください。

厚生労働省
協力：日本医師会



ウイルス性肝炎の検査について



Information
Examination
Medical Treatment
Enlightenment

あなたは、
肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか？



・ はい ・ いいえ ・ わからない

「いいえ」、「わからない」を選んだ方は、
是非この機会に肝炎ウイルス検査
を受けましょう！



早期発見、早期治療！

～ウイルス性肝炎とは？～

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大の感染症とも言われています。

～肝臓のニックネームは“沈黙の臓器”～

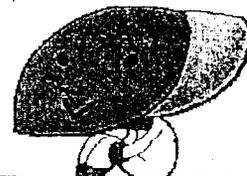
肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。「体がだるい」と気付くころには、かなりの重症になってしまっています。でも大丈夫。肝炎ウイルスは、**検査**で分かります！肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することが可能です。

*肝炎のほとんどは、肝炎ウイルスによって起こる「ウイルス性肝炎」です。

(お問い合わせ先)

- 厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室
TEL: 03-5253-1111 (月～金曜日、9時半～18時)
URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>
- ウイルス肝炎研究財団 (病気の相談)
TEL: 03-5689-8202 (月～金曜日、10時～16時)
URL: <http://www.vhfi.or.jp/08.consul/index.html>
Mail: vhfi@jeans.ocn.ne.jp

ウイルス性肝炎 Q & A



Q 1、検査を受けるには？

【どんな検査？】

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。短時間で済み、また、数週間で検査結果をお知らせできます。

※感染後は3ヶ月ほどたたないと、陽性にならないこともあります。

【どこで受けられるの？】

検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・ お住まいの市町村での健診
 - ・ お住まいの都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査
- ※実施日程や費用などは、それぞれの実施主体によって異なりますので、別途お問い合わせください。

Q 2、感染が分かったら？

肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝臓の状態は人によってまちまちです。まずは、専門医に相談してみましよう。

<主な治療方法(インターフェロン治療)について>

- インターフェロンは、免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤で、ウイルス性肝炎を根治することができるものです。
- B型肝炎の場合は約3割、C型肝炎の場合は約5～9割の人が治療効果を期待できます。

※ 治療効果は、遺伝子型、ウイルス量などによって異なります。

Q 3、インターフェロン治療に対する

医療費助成制度とは？

国と都道府県では、肝炎の有効な治療法であるインターフェロン治療について、あなたの負担額を軽減する助成を行っています。助成の対象となるのはB型又はC型肝炎のインターフェロン治療です。

あなたの世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。

詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。

社団法人日本経済団体連合会会長 御手洗 富士夫 殿

ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請書

日頃から、肝炎対策の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内最大の感染症と言われているウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のためには、検査や治療を受けやすい環境の整備が重要です。特に、インターフェロン治療は、病気の根治が可能で大変有効な治療法ですが、一般的に、

- ・治療当初に二週間程度の入院が必要であること
- ・ほぼ毎週の通院が必要であること（約一年間）
- ・高熱や全身倦怠感、抑うつ等の強い副作用を伴うことが多いこと

等の特徴があり、早期の治療をためらう方がいらっしやいます。日頃、仕事に従事している労働者の皆さんが、治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御協力が不可欠です。

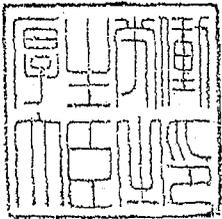
つきましては、

- 一、労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼び掛けること。
 - 一、インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。
 - 一、職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい理解の普及を図ること。
- について貴会におかれましても深い御理解を賜りますとともに、会員団体・企業における取組を促していただきますよう、特段の御配慮を、お願い申し上げます。

平成二十年十二月一九日

厚生労働大臣

舛 添 要



別記事業者関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「肝炎対策への協力について（要請）」（平成 1 4 年 6 月 2 1 日付け基発第 0 6 2 1 0 0 7 号）、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成 1 6 年 1 2 月 8 日付け基発第 1 2 0 8 0 0 3 号、職発第 1 2 0 8 0 0 3 号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成 2 0 年 4 月 1 日付け基発第 0 4 0 1 0 2 7 号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添 1）及びリーフレット（別添 2）を新たに作成いたしました。

つきましては、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、同資料をご活用頂きますようお願いいたします。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

（厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

（ポスター）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

別記 事業者団体の長 名簿

社団法人日本経済団体連合会会長 殿
東京商工会議所会頭 殿
日本商工会議所会頭 殿
全国中小企業団体中央会会長 殿
全国銀行協会会長 殿
社団法人全国地方銀行協会会長 殿
社団法人信託協会会長 殿
社団法人生命保険協会会長 殿
社団法人日本証券業協会会長 殿
社団法人日本損害保険協会会長 殿
政府関係法人連絡協議会専務理事 殿
社団法人日本在外企業協会会長 殿
石油連盟会長 殿
石油化学工業協会会長 殿
石油業経営者懇談会会長 殿
日本麻紡績協会会長 殿
日本ゴム工業会会長 殿
社団法人日本化学工業協会会長 殿
日本ソーダ工業会会長 殿
日本化学繊維協会会長 殿
社団法人日本ガス協会会長 殿
日本鉱業協会会長 殿
財団法人石炭エネルギーセンター会長 殿
電気事業連合会会長 殿
電線工業経営者連盟理事 殿
社団法人電信電話工事協会会長 殿
社団法人日本機械工業連合会会長 殿
社団法人日本産業機械工業会会長 殿
日本自動車工業会会長 殿
社団法人日本ベアリング工業会会長 殿
日本伸銅協会会長 殿
日本紡績協会会長 殿
日本製糸協会会長 殿
日本羊毛紡績会会長 殿
社団法人日本石綿協会会長 殿

せんい強化セメント板協会会長 殿
社団法人日本船主協会会長 殿
社団法人日本造船工業会会長 殿
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長 殿
社団法人日本民営鉄道協会会長 殿
社団法人日本民間放送連盟会長 殿
日本肥料アンモニア協会会長 殿
全国農業協同組合連合会会長 殿
社団法人大日本水産会会長 殿
日本醤油協会会長 殿
ビール酒造組合 御中
日本火薬工業会会長 殿
社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長 殿
社団法人日本中小型造船工業会会長 殿
社団法人全国火薬類保安協会会長 殿
社団法人日本洗浄技能開発協会理事長 殿
日本鉄道車輛工業会会長 殿
日本製紙連合会会長 殿
全国段ボール工業組合連合会理事長 殿
全日本紙製品工業組合会長 殿
全日本紙器ダンボール箱工業組合連合会会長 殿
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長 殿
全国生コンクリート工業組合連合会会長 殿
社団法人日本金属プレス工業協会会長 殿
社団法人日本鍛造協会会長 殿
社団法人日本鉄鋼連盟会長 殿
社団法人セメント協会会長 殿
社団法人日本砕石協会会長 殿
社団法人日本砂利協会会長 殿
社団法人日本建設業団体連合会会長 殿
社団法人全国建設業協会会長 殿
社団法人全国中小建設業協会会長 殿
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
全国基礎工業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本土木工業協会会長 殿
社団法人建築業協会会長 殿
社団法人日本道路建設業協会会長 殿

社団法人日本電力建設業協会会長 殿
社団法人日本鉄道建設業協会会長 殿
財団法人建設業振興基金 御中
社団法人日本埋立浚渫協会会長 殿
社団法人日本電設工業協会会長 殿
社団法人日本空調衛生工事業協会会長 殿
全国管工事業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本塗装工業会会長 殿
社団法人日本左官業組合連合会会長 殿
社団法人日本葺工業連合会会長 殿
社団法人全国建設専門工事業団体連合会会長 殿
社団法人プレハブ建築協会会長 殿
社団法人プレストレストコンクリート建設業協会会長 殿
全国建設業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本橋梁建設協会会長 殿
社団法人全国クレーン建設業協会会長 殿
社団法人日本造園建設業協会会長 殿
社団法人日本海洋開発建設協会会長 殿
社団法人日本建設大工工事業協会会長 殿
社団法人日本建設業経営協会会長 殿
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長 殿
社団法人日本造園組合連合会会長 殿
社団法人全日本トラック協会会長 殿
社団法人日本港運協会会長 殿
社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿
全国通運協会会長 殿
全国森林組合連合会会長 殿
全国素材生産業協同組合連合会会長 殿
全国木材組合連合会会長 殿
社団法人日本新聞協会会長 殿
日本百貨店協会会長 殿
日本チェーンストア協会会長 殿
日本生活協同組合連合会会長 殿
社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿
社団法人全国都市清掃会議会長 殿
社団法人全国警備業協会会長 殿
社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長 殿

社団法人日本鋳造協会会長 殿

基安労発第1225003号

平成20年12月25日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成20年4月1日付け基発第0401028号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成いたしました。

つきましては、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、同資料をご活用頂きますようお願いいたします。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

（厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

（ポスター）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

別記 関係団体の長 名簿

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿
独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿
社団法人日本歯科医師会会長 殿
社団法人日本作業環境測定協会会長 殿
社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿
財団法人産業医学振興財団理事長 殿
学校法人産業医科大学理事長 殿
社団法人日本ボイラ協会会長 殿
社団法人日本クレーン協会会長 殿
社団法人日本化学物質安全・情報センター会長 殿
社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長 殿
財団法人日本小型貫流ボイラー協会会長 殿
社団法人仮設工業会会長 殿
社団法人産業安全技術協会会長 殿
社団法人日本ボイラ整備据付協会会長 殿
財団法人安全衛生技術試験協会理事長 殿
社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿
社団法人全国登録教習機関協会会長 殿
社団法人全国労働基準関係団体連合会会長 殿
社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿
社団法人合板仮設安全技術協会会長 殿
財団法人全国安全会議議長 殿
社団法人全国建設業労災互助会理事長 殿
社団法人日本港湾福利厚生協会会長 殿
社団法人日本産業衛生学会理事長 殿
財団法人日本中小企業福祉事業財団理事長 殿
社団法人日本保安用品協会会長 殿
財団法人建設業福祉共済団理事長 殿
社団法人全国労働保険事務組合連合会会長 殿
全国社会保険労務士会連合会会長 殿
財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
財団法人全日本交通安全協会会長 殿
財団法人日本消防協会会長 殿
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿
財団法人あしたの日本を創る協会会長 殿

財団法人地方公務員安全衛生協会理事長 殿
社団法人日本産業カウンセラー協会会長 殿
財団法人21世紀職業財団会長 殿
財団法人港湾労働安定協会会長 殿
社団法人日本人材派遣協会会長 殿
財団法人高年齢者雇用開発協会会長 殿
首都高速道路株式会社会長 殿
成田国際空港株式会社会長 殿
独立行政法人都市再生機構理事長 殿
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長 殿
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿
東日本高速道路株式会社会長 殿
中日本高速道路株式会社会長 殿
西日本高速道路株式会社会長 殿
阪神高速道路株式会社会長 殿
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿
独立行政法人緑資源機構理事長 殿
東京地下鉄株式会社会長 殿
日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿
中央職業能力開発協会会長 殿
全国市長会会長 殿
全国町村会会長 殿
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 殿
社団法人日本薬剤師会会長 殿

基安労発第1225004号

平成20年12月25日

社団法人 全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、肝炎対策については、「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208005号、職発第1208005号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成20年4月1日付け基発第0401029号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成いたしました。

つきましては、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、同資料をご活用頂きますようお願いいたします。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

（厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

（ポスター）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>